

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和４年度第２回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	諮問事項（公開） 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて
日 時	令和４年８月２２日（月）午後３時から午後４時５分まで
場 所	市役所低層棟４階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	実施機関 鈴木 有（市長）、今村 繁（副市長）、大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）、 事務局 大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）
傍 聴 者	１人
議 事	
令和４年度第２回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 諮問事項（公開） 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて 市長から諮問を受けた。 担当者から諮問の概要の説明があった。 須賀会長 何か質問等あるか。 （質問無し） 次に、担当者から、スケジュール案について説明があった。 須賀会長 何か質問等あるか。 （質問無し） 須賀会長 案のとおり審査を進めることに異議あるか。 （異議無し） 須賀会長 それでは案のとおり審査を進めていくこととする。 続いて、担当者から、具体的な諮問内容について説明があった。 須賀会長 改正法の規定にしたがって条例も適正に、ということで、条例の方が少し進んでいるものの、そのあたりの検討ということか。 高谷係長 おっしゃるように、現行条例第４条や第５条、事業者の責務や市民の努力義務といったものは、改正法に規定がありません。これらの規定がなくなったこと	

で直ちに保護水準が下がるというものではないかもしれませんが、この条例を大事にしながら、できるだけ残す方向で検討していきたいと考えています。最終的に個人情報保護委員会に制定した条例を届け出ることになっており、委員会の判断によっては、法に反しているとして再度の条例改正が必要になる場合もあります。現行条例第4条、第5条については、理念規定であれば設けることが可能であると委員会から確認しておりますが、第4条については、市の施策に協力することを義務付けるものであり、事業者の権利義務に実体的な影響を与えるため、認められないとの回答がありました。市が行いたい内容と国の見解について検討しながら進めなければなりませんので、審査会の御意見を賜りながら決めていきたいと考えています。また、第7条に要配慮個人情報を収集してはならないという規定がありますが、改正法には、この旨の規定はありません。これまでは、収集の際には、法令の根拠がないといけない、根拠がない場合、実施機関が公益上特に必要と認めるときという規定を適用して審査会に諮っていたところです。こういった仕組みをどのようにいかしていくかということを検討していく、その中で、第7条第4項に公益上特に必要であると認めるときということを理由として実施機関が審査会の意見を聞かなければならないという規定に関しては、国は、こういった収集や提供、データ流通について直接的に審査会の意見を聴かなくてはならないという規定を置くことはできないとしています。この国による制限をどうかいくぐり今までの保護水準を維持するか検討しています。ついては、今回は自己情報コントロール権の具体的付与と審査会の在り方について述べましたが、それ以外にも検討している事項があり、担当で現在資料作成中ですので、作成したものから委員の皆様にお送りして御覧いただこうかと考えております。

須賀会長 改正法主体ということだと、第2条1項で、「「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて」とあるが、これは、生存者に限定されるということか。

高谷係長 この規定については、生存する個人に関する情報ということで、死者を省く規定になっていますが、これまでも審査会で何回かお話があったかと思いますが、亡くなった方の名前とかが生きているお子さんなどから見れば親の情報ということで、生存する個人に関する情報でもあるということから、亡くなった方の個人情報ではないものの、生きている方の個人情報ということが言えますので、亡くなったからと言ってその情報が一切保護の対象とならないということではありません。

須賀会長 改正法第2条第3項を見ると犯罪の被害状況といったことについては、保護の対象となっている。被害者の情報は、メディアで細かに出ることもあるが、市としては、被害者そのものも保護されるという理解でいいか。

高谷係長 犯罪被害に遭った事実というのは、要配慮個人情報になります。過去の事例での議論も踏まえ、保護していきます。

玉真委員 配布資料5ページの自己情報コントロール権の保障について、①のただし書に、「目的外提供を行うか否か判断する内部的な運用として、・・・認められている」と記載されているが、これはガイドラインに記載されているということか。

出井主任主事 こちらはガイドラインではなく、個人情報保護委員会が各自治体からの質問をまとめて回答したものが、委員会から示されています。その中で、委員会がこのような見解を示しているため記載しております。

玉真委員 国の機関、例えば消費庁等で、Q&Aとしてホームページで質疑応答を50問ぐらい公開しているものもあるが、そういったものの一部としてこういう記載があったという理解でいいか。

高谷係長 自治体からの質問にまとめて回答したものは、公表されているものではありません。そこにこのような記載があったため、我々もメールで質問をして、同じ回答を確認したものです。

小林委員 配布資料6ページに「事後的にアドバイスを求めることとしたい」とある。法律との兼ね合いがありこの記述になっているとは、思われるが、事後的なアドバイスに意味があるのか。

高谷係長 こちらは、個人情報の保護体制というところに関わってくると考えています。個人情報を野田市は、このように保護していくというプランを立て、市長がこの目的外提供に対して理由があるとして提供したときに、それが市民から見て不適切に感じられる場合もあり得ます。そういったときに、振り返り検証することができる仕組みとして必要だと考えています。先に助言をもらうことが最良とは思いますが、なかなか国の方で認めないという実情がありますので、事後的なアドバイスを求めて、保護体制を作っていくことに意味はあると考えております。基本的には、事前にアドバイスを求めていくようにはしていくつもりです。

小林委員 建て付けとして、5ページの最終行の「アドバイスを求めること」は、事前に求めるものと解したが、6ページの最後で「事後的に」と書いてあり、よく分からなかった。また、個別具体的な事案では、情報が一度出てしまうと、なかったことにすることは難しい。体制整備ということであれば、そういうものかとも思うが。

高谷係長 目的外提供を行うか否かを判断するために、要件としてではなく、アドバイスを求めていくことと、特別な理由があるとして目的外提供をした場合に事後的にアドバイスを求めることの、二つがあります。基本的には、前者の事前にアドバイスを求めていくことを考えています。事後的に求めることが有用である事例について、アドバイスを求めるものとする趣旨でした。事後的にアドバイスを求めるものについては、今の段階で具体例が思い浮かばないので、事前にアドバイスを求めていきたいということをお願いしたいと思います。

須賀会長 個人情報の保護に関する法律の審査会に関連する規定では、条文として事後というのにも入っているのか。

高谷係長 条文的には、法律第129条で「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」という規定になっています。

須賀会長 先ほどの説明にあった、法律の委任に基づく場合又は法律に規定がない場合は、条例で独自の規定を設けることができるという理解でいいか。

副市長 今まで法律の適用対象外であったため市独自に条例でやってきたものを、全国共通ルールにする趣旨の法改正ですので、この法律に委任規定のないことは、基本的にはできなくなると考えています。国は、法律に規定がないからといって、条例で法の趣旨にのっとらないものを規定するのは、許容されない、自己情報コントロールについても、法の趣旨にのっとっていないということで、それを義務付ける規定は、許容されない、ただ、理念的なものだったら、いいですよというような言い方をしています。とはいえ、改正の趣旨が、デジタル面での情報の経済活動を優先したところがありますので、個人情報保護というよりは、個人情報等をどう有効に使うかというところがあります。国の個人情報保護委員会も、委員会が保護の仕組みとして十分機能すると言っているのですが、総務課の方で、かつてあった高齢者の警察への目的外提供の事案について質問をしたときに、個別具体的なことは、市で考えてくださいという答えでした。ということは、個人情報保護委員会に具体的なことを聴いても何も答えてくれないだろうというようなことになっているので、市としては、実質的には、委員の皆さんの専門的な意見、アドバイスを受けるべき場面は結構あるのではないかなと思っています。国は、個人情報というのは、全国画一的なルールでどんどんどんどん出していくという方向でいると思いますので、その辺は、保護水準を下げない、野田市としては、慎重に考えています。スタンスとしては、国の姿勢がどうも経済活動を重視するあまりに、その他のことがおろそかになるようなことが起こってはいけないとも思っていますので、今後慎重に判断して、条例案を審議いただきたいと。今日のところは、そういう市のスタンスを御理解していただければと思っております。

須賀会長 そうすると、市が条例を作れるのは地方自治法によるが、自治法との適合性というか、情報公開・個人情報の法制において、今回の条例は、改正法の特別法のような位置付けになるのか。

副市長 基本的には、法律に違反する条例は作れませんが、個人情報保護法が市に対しても直接適用になりますので、保護法に反するような規定は、置いてはならないと言われております。現在の市の条例は、元々上位法としての個人情報保護法がない状態で作っていますから、そうすると直さざるを得ないところが多々出てきているのが現状です。

須賀会長 法律に適合するようにと。

副市長 国もそう言っています。

須賀会長 本人の合意が取れる場合と、取れない場合は、特に公益上必要である旨条文があった。

副市長 本人の同意がなければ何もできないっていうのも、極めて制限的で、自治会の活動等がなかなかやりにくくなっているんで、その辺は、ちょっと問題意識を持つ必要がある気がしています。

須賀会長 かえってそのような活動を阻害してしまうことになる。

副市長 その部分は、皆さん権利意識がすごくしっかりしてきたので、それが全てに優先するみたいなどころから、自分に対する地域の協力が得られなくなるという結果とか、そういうことにもつながると。こういったことは、誤解を与えやすいので、もし、審査会の方でいい考えがあれば教えていただければ有り難いなど。

高橋委員 野田市の条例は細かく考えてあり、法律より保護水準が高いように感じる。

副市長 国は、それを上の水準とは思っていないでしょうし、個人情報保護委員会への意見聴取で保護水準は十分担保できると言っていますが、さっきみたいに具体的なことについて答えられないのであれば、実質的には、担保できないと考えています。

松本委員 配布資料5ページに「条例で独自の規定を定めることは許容されない。」とある。「ただし、目的外提供を行うか否か判断する内部的な運用として、本人から提供に対する異議があったことを判断要素とすることは認められているため、理念規定を新たに設けた上で」となっているが、「理念規定」は、広い意味を持つ。理念規定を設けることは、可能なのか。

副市長 それは、可能です。国が可能だと言っています。

松本委員 理念規定を新たに設けるということが可能ならそちらから攻めるしかないと思うが、その理念規定の規定の仕方は、かなり難しいのではないかな。

副市長 今は、強行規定で「しなければならない」という規定ですけれども、努力義務のような書き方になります。

須賀会長 そうすると、理念とか目的というのが重要になってくる。

小林委員 結局、法律を制限するような、より情報を保護するような、経済活動を制限するような規定は、条例では、独自に設けられない、ということの反面、ある程度運用では、裁量を残すということだと考えられる。野田市側としては最低限、個別具体的に何か問題がありそうだというときに、審査会とか異議申出制度とかを使える、聞ける、何々できるっていう規定を盛り込むとよいのではないかな。個別具体的な場面でいうと、個人情報を利用したい者から、何で利用できないんだとクレームが来る可能性もあれば、逆に、個人情報を出された個人から何で出したんだという、そのせめぎ合いのような気がする。これは、おそらく運用していかないと分からないので、条例自体は、なるべく「できる」という形で、法律の範囲内で広く規

定して、運用は、適宜調整すると。逆に運用で厳しくしすぎると情報を利用したいという業者からクレームが来て、事実上法に反した運用だという話に個別具体的にはなり得る。ただ、心配しているのが、運用を曖昧にすると担当が変わった時に基準が引き継がれなかったり、部署ごとの感度、個人情報の扱いに敏感な部署は基準を厳しくし、感度が低い部署は基準が緩いとなると、大事な情報を誤って開示してしまうといった話もあるので、そこをどう防ぐかも運用面での課題かと思う。

須賀会長 これから具体的な条文を見ながら聞きたいと思う。

高谷係長 運用のマニュアルも提出するので、具体的に御指示いただきたい。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ具体的な審議は次回以降とし、閉会してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第2回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上